

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛福祉事業団の役員、評議員、顧問等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事、監事、顧問が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員、評議員、顧問の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。支給については、職員給与の支給日に支給する。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、顧問が理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決制度第三者委員の業務報酬等)

第5条 苦情解決制度第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の従事したときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員、評議員、顧問が法人及び施設の運営業務のため、又は苦情解決制度第三者

委員が苦情対応の業務の為に出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支払うことができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日より適用する。

別表 1 (理事会及び評議員会の出席報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	※ 日額 8,000 円	実費額。但し、自家用車の場合は、1 kmにつき、
評議員会	※ 日額 8,000 円	普通車 35 円 軽自動車 30 円

別表 2 (役員及び評議員の業務報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	月額 手当については給与等支給規則により支給する。	実費額。但し、自家用車の場合は、1 kmにつき、
理事、評議員、顧問	※ 日額 8,000 円	普通車 35 円 軽自動車 30 円
監事	※ 日額 8,000 円	

別表 3 (苦情解決制度第三者委員の業務報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
苦情解決制度第三者委員	※ 日額 8,000 円	実費額。但し、自家用車の場合は、1 kmにつき、普通車 35 円 軽自動車 30 円

別表 4(出張旅費)

旅 費	宿 泊 費	日 当
実費額。但し、自家用車の場合は、1 kmにつき、普通車 35 円 軽自動車 30 円	旅費支給規則による。	旅費支給規則による。

※ 出席報酬、業務報酬の日額は、業務時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合は 1/2、2 時間未満の場合は 1/4 の支給とする。

(東かがわ市外の場合は、移動時間も業務時間とする。)

※ 外出地域は、自宅から業務地までの距離が 5 0 km 未満とする。

※ 出張地域は、自宅から業務地までの距離が 5 0 km 以上とする。